

静岡市食品国民健康保険組合の未就学児を属する世帯の
組合員の皆様へ

未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置の導入に伴い、未就学児が属する組合員世帯の保険料軽減を実施します。

【対象となる組合員世帯】

令和4年11月30日時点において、静岡市食品国保組合に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）が属している組合員世帯。

【軽減内容】

申請のあった組合員世帯の未就学児1人につき12,000円を還付します。

【実施時期】

令和5年3月国民健康保険保険料賦課分

※申請する場合は、令和4年12月中にお送りする申請書及び振込依頼書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて令和5年1月31日（火）まで（必着）に静岡市食品国保組合に提出してください。

提出先：静岡市食品国民健康保険組合

〒420-0034

静岡市葵区常磐町1丁目4の11 杉徳ビル5階

TEL <054>253-4533